

日・ブルガリア戦略的パートナーシップ構築に関する共同声明(和文仮訳)

日本国及びブルガリア共和国(以下、「両国」)は、

115 年以上にわたる友好及び相互の尊重に基づく伝統的な二国間の友好関係並びに活発な議会、ビジネス、文化、教育及び人的交流を確認し、豊かな歴史的及び文化的遺産を誇りに思い、自由、民主主義、人権の尊重、法の支配及び開かれた市場経済という基本的な価値を共有し、並びに地域の及び地球規模の主要な課題において共通の立場を持つ志を同じくするパートナーとして行動し、

2004 年に発表された日本国とブルガリア共和国とのパートナーシップに関する共同声明により、二国間協力が深化し拡大していることを認識し、当該協力を一層強化するための堅固な基盤を提供するものとしてのブルガリアの NATO 及び欧州連合への加盟並びに日 EU 戦略的パートナーシップ協定及び日 EU 経済連携協定を考慮し、

複雑な国際安全保障環境がもたらす課題、両国共通の目標、及びルールに基づく国際秩序を堅持するために緊密に協力する用意があることを認識し、

法の支配並びに国連憲章に明記された原則及び規範を両国が堅持することに一層の重点を置き、

欧州及びインド太平洋の安全保障が相互に関連を高めていることを強調し、自由で開かれたインド太平洋を含む法の支配に基づく自由で開かれた包括的な国際秩序を堅持し強化する必要性を強調し、

二国間及び国際的な協力の強化を通じた、地域的及び世界的な安定、安全保障及び繁栄を強固にするための両国の努力を認識し、

共通の課題に協調的かつ包括的により対応するために、日本とブルガリアとの間の二国間パートナーシップの戦略的な重要性が高まっているとの共通認識を共有し、

ブルガリアの 2025 年 1 月 1 日のシェンゲン領域への完全加盟の達成、OECD 加盟プロセスにおける着実な進展及びユーロ加盟に向けた努力を認識し、並びにこれらが二国間協力の拡大の機会を提供していることを認識し、

2019 年に署名された日・ブルガリア外務省間の協議と協力に関する覚書に基づき、

2018 年に初めて日本の総理大臣がブルガリアを訪問するなど、近年のハイレベルな二国間交流の着実な増加を歓迎し、

デジタル技術、イノベーション、エネルギーといった戦略的分野での協力の有意義な枠組みに留意し、

日本のビジネスがIT、AI、R&Dといった成長し、及び競争力のあるブルガリアの産業への関心を高め、同時にブルガリアの企業及びスタートアップが主導的なイノベーションの基盤である日本とのビジネス機会を積極的に追求していることで、双方に利益となる形で経済協力が強化されることを認識し、

第三国、特に西バルカンにおける政府開発援助の枠組みの中での二国間協力を重きを置き、

防衛及び安全保障分野での協力を拡大することを希求し、同時に日・EU安全保障・防衛パートナーシップ及び日・NATO国別適合パートナーシップ計画が既存の調整及び共働を強化し拡大するための追加の基盤を提供していることを強調して、

以下の四つの主要な柱に焦点を当てながら両国の二国間関係を戦略的パートナーシップのレベルに引き上げることを決意する。

第1の柱: 政治・安全保障対話

1. 両国は、定期的なハイレベル会合を開催し、二国間及び多国間の場合双方での定期的な政府間対話を維持することによって、政治協力を強化することを決意する。両国の国会及び地方自治体間の協力、各省庁及び政府機関間の実務レベルでの協力、並びに市民社会の対話を等しく奨励する。
2. 両国は、世界のいかなる場所であれ、力又は威圧による一方的な現状変更の試みに断固として反対することを改めて表明する。
3. 両国は、ロシアのウクライナに対する違法な、いわれなき、かつ、不当な侵略戦争を非難し、ウクライナの主権、独立及び国際的に承認された国境内

での領土の一体性を支持することを再確認し、ロシアの侵略に対応する国際社会の団結の重要性を強調する。両国は、ロシアの無責任な核のレトリック及び核使用の脅しを国際社会の平和及び安全に対する深刻で受け入れられない脅威として非難する。両国は、複数の国連安保理決議に違反する北朝鮮製の弾道ミサイルの北朝鮮による輸出及びロシアによる調達、ロシアによるこれらのミサイル及び弾薬のウクライナに対する使用並びにロシアに派遣された北朝鮮部隊によるウクライナに対する戦闘参加を含む、拡大する北朝鮮とロシアの間の軍事協力を非難する。このような協力は、インド太平洋及び欧州双方の安全保障に悪影響を及ぼすものである。両国は、国際社会に対し、紛争の危険な拡大に反対し、全ての関連する国連安保理決議を履行することにより、国際法を堅持するよう要請する。両国は、停戦を実現するために現在行われている努力を歓迎し、国連憲章及び国際法に基づく包括的、公正かつ永続的な平和への重要な一歩である即時停戦へのウクライナのコミットメントを称賛した。両国は、更なる数千の人命の損失防止並びにウクライナの経済及びインフラの継続的な破壊の防止が極めて重要な優先的課題であると考え、両国は、これまでウクライナにそれぞれが提供してきた支援を高く評価する。日本は、ウクライナに対するブルガリアの一貫した支持及びウクライナ難民の受入れにおけるブルガリアの努力を評価し、ブルガリアは、ウクライナ支援について日本の二国間の貢献並びに G7 におけるイニシアティブ及びリーダーシップを評価する。

4. 両国は、海洋国家として、国連海洋法条約(UNCLOS)に反映されている国際法に従って、平和、安全保障、安定、安全並びに航行及び上空飛行の自由を維持し促進する重要性を再確認する。平和で豊かな海洋と海を持つことの利益を認識しつつ、両国は、UNCLOS に反映されている国際法で普遍的に認められた諸原則に従った紛争の平和的解決の重要性を強調するとともに、緊張を高め、地域の安定及び法の支配に基づく国際秩序を損なう東シナ海及び南シナ海における力又は威圧によるいかなる一方的な現状変更の試みにも強く反対する。
5. 両国は、自由で、民主的で、安定して安全で繁栄した黒海地域に共通の利益を有する。この目的のため、両国は、経済発展、地域的な安全保障、航行の自由及び地域における民主主義を促進するよう協力する。

6. 両国は、地域の安定を脅かし、民間人の生活を破壊する、中東における暴力の破壊的な連鎖を深く懸念する。両国は、2023 年 10 月 7 日にハマス等によってイスラエルに対して行われたテロ攻撃への明確な非難を再確認し、犠牲者の家族と連帯する。両国は、全ての人質の解放及びガザでの人道支援の拡大を含むイスラエルとハマスとの間で達成された停戦合意の完全な履行を支持することを改めて表明する。この点において、両国は、国際法及び全ての関連する国連決議と整合的な、二国間解決に基づく公正、包括的かつ永続的な平和のための全ての国際的な努力に対する揺るぎないコミットメントを再確認する。
7. 両国は、関連する国連安保理決議に違反する、複数の大陸間弾道ミサイル(ICBM)発射を含む北朝鮮による核兵器及び弾道ミサイルの継続的な開発を強く非難する。両国は、北朝鮮の全ての大量破壊兵器(WMD)、あらゆる射程の弾道ミサイル及び関連する計画の完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄(CVID)に対するコミットメントを改めて表明し、関連する国連安保理決議の完全な履行の重要性を強調する。両国は、不法な WMD 及び弾道ミサイル計画の資金源となる、暗号資産の窃取を含む北朝鮮の悪意あるサイバー活動を抑止し、これに対処する必要性を強調する。両国は、北朝鮮に対し、拉致問題の即時解決を強く求める。
8. インド太平洋における協力のための EU 戦略及び自由で開かれたインド太平洋(FOIP)のための日本のビジョンとの間の共通性に基づいて、両国は、安全保障及び繁栄のための積極的なパートナーシップアジェンダを実現するための調整を強化し、ASEAN、南アジア及び太平洋島嶼国に引き続き関与することで一致する。両国は、インド太平洋において日 EU 協力及び日 NATO 協力を資するように取り組むことにコミットする。
9. 両国は、防衛省間のより緊密なコミュニケーションを通じ、国家安全保障及び防衛分野での協力の二国間及び多国間の場における拡大に向けて取り組む。この文脈で、ブルガリアは、2024 年にブルガリアで開催され米国及びウクライナが企画した共同機雷対策演習である「Sea Breeze 2024」における日本国海上自衛隊の参加を歓迎する。両首脳は、この分野での具体的な協力の進展を希望する。

10. 両国はさらに、サイバーセキュリティ分野での二国間の及び日 NATO 間の協力の重要性を再確認する。
11. 両国は、貧困の根絶並びに持続可能な開発、経済成長、繁栄及び民主主義の促進のための開発協力の重要な役割を認識する。ブルガリアは、体制移行期に日本から提供された政府開発援助を高く評価する。今日、日本とブルガリアは志を同じくする開発援助の提供者として、協力を更に拡大するための新たな道を模索する用意があることを表明する。
12. 両国は、西バルカンの繁栄及び発展は欧州の繁栄及び安全保障のために不可欠であるとの考えを共有する。両国は、西バルカン諸国の EU 加盟プロセスにおける進展を歓迎し、支持する。ブルガリアは、それ自身の価値の原則に基づき進捗の重要性を強調する。この目的のために、両国は、災害への備え及び対応、中小企業経営を含む西バルカンへの支援における緊密な協力の重要性を再確認する。両国は、2019 年以降、日本国及びブルガリアの両政府が共催する日本・ブルガリア・西バルカン防災セミナーの定期的な開催及びその結果指向の性質を評価する。両国は、日本が進める「西バルカン協力イニシアティブ」等に基づく既存の西バルカン協力を更に拡大する方法を探索する用意があることを表明する。
13. さらに、両国は、ソフィアにある NATO 危機管理・災害研究対応センターを通じたものを含め、日NATOの枠組みの中で、災害への備え及び対応における協力の機会を探索する意思を表明する。
14. 両国は、常任理事国及び非常任理事国双方の拡大を含む国連安保理の緊急な改革の重要性について一致し、この目的のために、国連の交渉プロセスを含む協力を強化することを決定した。この文脈で、両国は、国連での相互の緊密な協力を継続する。

第2の柱: 経済、ビジネス、研究開発及びイノベーション

15. 両国は、日・EU 協力枠組み、特に日 EU 経済連携協定の利点を最大限に活用し、及び両国に既に進出しているビジネスに適切な支援を与えること等を通じて一方の国から他方の国への貿易を強化し、及び投資を円滑にするための必要な二国間の措置をとることによって、二国間の経済及び貿易関係を拡大し、及び多様化する決意を再確認する。

16. 両国は、開かれた、ルールに基づく、包摂的で自由かつ公正な世界経済を追求する決意を共有する。両国は、国際的な規範及び義務を遵守し、自由で互恵的な経済・貿易関係にコミットする、志を同じくするパートナーと共に強靱なサプライチェーン・ネットワークを構築及び強化するに当たり、透明性、多様性、安全性、持続可能性、信頼性が不可欠な原則であることを認識する。
17. 両国は、WTO を中核とする自由で公正なルールに基づく多角的貿易体制の維持及び強化を強く支持し、その全ての機能を向上させるために WTO 改革に共に取り組むことに一致する。両国は、貿易と産業政策を始め現代の貿易関連の問題に関する WTO における議論を強化する努力を称賛する。両国は、関心のある問題を進展させる手段としての WTO における複数国間(プルリ)交渉の積極的な役割を認識する。
18. 両国は、経済的強靱性及び経済安全保障に関する連携及び協力を強化するための対話を更に深める必要性について一致する。両国は、公平な競争条件を歪める広範かつ変化する非市場的政策及び慣行並びにその結果生じる過剰生産を利用する戦略に懸念を表明する。両国はまた、外国政府の正当な権利行使や選択に圧力をかけ、誘導し、又は影響を与えることを意図した経済的措置の利用又はその利用の脅威を通じた経済的威圧に懸念を表明し、反対する。
19. 両国は、二国間プロジェクトにおいて持続可能な連結性及び質の高いインフラの原則を、日本と EU との間の持続可能な連結性及び質の高いインフラに関するパートナーシップの内容に沿って維持する決意を示す。両国はまた、三海域イニシアティブに対する日本の民間セクターの関心を惹きつける重要性を認識する。ブルガリアは、戦略的パートナーとしての三海域イニシアティブへの日本の参加を称賛する。両国は、エネルギー、環境など様々な他の分野での主要なインフラプロジェクトの開発及び二国間協力の強化の潜在性を認識する。
20. 両国は、企業間関係が増加し、これが文化、教育、科学などの分野での関係の全体的な進展に直接相互に寄与していることを認識する。
21. 両国は、相互のビジネス交流の積極的な促進者である JETRO を含め、日本及びブルガリアの対応する省庁及び機関間の対話を集中的に行うことに

より、ブルガリア及び日本でのビジネス活動を更に奨励し、及び支援する決意を表明する。

22. 両国は、2023 年に署名されたデジタル及びイノベーションに関する経済協力に関する日・ブルガリア共同声明及び日 EU デジタルパートナーシップの枠内で、デジタル化、ICT 及びイノベーション、並びにこれらの分野でのビジネス対話の分野で協力する具体的な行動を開始する強力な準備があることを表明する。日本は、地域のイノベーションハブとなるとのブルガリアの意図を歓迎する。
23. 両国は、理化学研究所及び INSAIT (Institute for Computer Science, Artificial Intelligence and Technology)、筑波大学及び GATE (Big Data for Smart Society Institute)を始めとする実りある協働を満足を持って認識しつつ、産業、技術及び科学に関する協力を一層促進することを決定する。
24. 両国は、両国の科学技術能力に依拠して進展する共同事業を促進するため、研究開発及びイノベーション協力を奨励する。メカトロニクス、マイクロエレクトロニクス、クリーン技術、情報通信技術、バイオテクノロジー、保健産業並びに芸術及び娯楽産業分野のブルガリアの研究大学並びに新設の卓越センター及び能力センターは、関連する日本の機関と協力して研究活動の水準及び市場志向性を向上させ、並びに応用研究、実験的開発及びイノベーションの実施の可能性を向上させる。
25. 両国は、欧州とアジアとを結ぶブルガリアの有利な地理的位置を両国のパートナーシップの利益のために活用することにコミットする。このため、両国は、連結性、エネルギー、貿易、デジタル化及び観光分野で共に利益を得られる機会を模索しつつ、地域における経済発展、地域安全保障及び民主主義を促進する。
26. 両国は、エネルギー及びエネルギー移行の戦略的重要性を認識し、環境保護及びクリーンエネルギーにおける、2024 年に署名された日本国経済産業省とブルガリア共和国エネルギー省との間のエネルギー移行に関する協力覚書に基づくチャイラ揚水水力発電所に関する協力を含む二国間協力を一層促進することを決意する。

27. 両国は、2024 年に署名された日本国観光庁とブルガリア共和国観光省との間の協力覚書に基づき、未開拓の潜在性がある観光分野での二国間協力を更に促進することに同意する。
28. 両国は、日本におけるブルガリアの認知度を向上し、両国間の友好関係を強化する貴重な機会である大阪・関西万博 2025 及び GREEN×EXPO2027 を活用して、両国のビジネス団体間の相互理解及び交流を一層促進し、円滑にすることを決定する。

第3の柱: 文化、教育及び人的交流

29. 両国は、相互の理解及び信頼に基づいて密接な関係を発展させる基盤として、文化交流及び人的交流の重要性を相互に確認する。
30. 両国は、1991 年以降、ブルガリアで毎年数万人の訪問者を惹き付ける「日本文化月間」や日本の様々な都市で開催される年次のブルガリア祭など、両国の活発な文化交流を満足を持って確認する。両国は、相互の友好を深めることを目的として文化交流を更に促進する意欲を表明する。
31. 両国は、将来若者が、相互理解を促進し、深化する原動力として、二国間関係に前向きな影響をもたらし得ることを念頭に、互いの国における留学生の数を増やすために協力する。
32. 両国は、二国間関係を強化するための堅実な基盤を築くために、互いの国の学校及び大学における日本語及びブルガリア語の教育が果たす重要な役割を強調し、ブルガリア及び日本各々で開催される日本語及びブルガリア語それぞれの毎年弁論大会の重要性を確認する。
33. 両国は、専門知識の共有、専門家の交流、ユネスコなどの関連する国際場裏における二国間調整等を通じて、文化遺産保護の分野での緊密な協力を継続し、深化する意思を表明する。日本は、ユネスコの世界遺産一覧表に「佐渡島の金山」が登録された際のブルガリアによる貴重な支援に謝意を表する。
34. 両国は、姉妹都市及び友好都市間の公共及び民間部門の参加による活発な交流を歓迎する。この文脈で、両国は、岡山市とプロヴディフ市、保土

ケ谷区(横浜市)とソフィア市、宗像市(福岡県)とカザンラク市、桜川市(茨城県)とシリストラ市、豊明市(愛知県)とガブロヴォ市との間のパートナーシップなど、地方自治体が実行する現行のパートナーシップ並びに福山市(広島県)とカザンラク市、及び村山市(山形県)とカルロヴォ市との間の人的交流を促進するイニシアティブを支援し、これらの交流を一層促進することを確認する。

35. 両国は、両国市民間の相互理解にメディア交流が与える重要な影響を考慮しつつ、メディア交流を更に促進する。
36. 両国は、新体操分野における相互に有益な協力並びにブルガリアでの日本の伝統的武道及びスポーツへの関心の高まりに留意し、友好及び相互理解を生み出すための力強い手段としてのスポーツ分野の協力の重要性を確認し、2016 年に署名されたスポーツ分野における二国間協力覚書に基づいてスポーツ協力を更に深めることに同意する。

第4の柱: 地球規模の問題

37. 両国は、持続可能な開発を促進する重要性を強調し、及び持続可能な開発目標(SDGs)へのコミットメントを想起する。両国は、7 月の持続可能な開発のための国連ハイレベル政治フォーラムにおいて発表される予定のそれぞれの SDGs 自発的国家レビューについて、その準備において相互に協力するために実施中の取組を歓迎する。
38. 両国は、暴力的な紛争の予防、救済救援及び復興回復の提供並びに永続的な平和の推進において女性が果たす主導的な役割を強調し、女性・平和・安全保障(WPS)アジェンダの促進を奨励する。
39. 両国は、仙台防災枠組 2015-2030 に沿った国際防災協力の加速へのコミットメントを再確認する。両国は、災害への備えのための取組方法の重要な役割並びに防災のための人々、物品及びインフラに対する投資の必要性並びに回復、復旧及び復興における「より良い復興」を行う必要性を強調する。

40. 両国は、気候変動が緊急かつ協調されたグローバルな行動を必要とすることを認識し、並びにパリ協定の完全な実施及び 2050 年までに温室効果ガスのネット・ゼロ排出を達成することすることへのコミットメントを再確認する。
41. 両国は、核兵器のない世界の実現へのコミットメントを再確認する。両国は、国際的な核軍縮・核不拡散アーキテクチャーの礎石としての核兵器不拡散条約(NPT)の維持及び強化の重要性を再確認し、同分野で協力を続けることを共に決意する。さらに、両国は、原子力の平和的利用を促進する上での原子力安全、核セキュリティ及び保障措置(3S)の確保の重要性を確認し、国際原子力機関(IAEA)による関連する取組への確固たる支持を改めて表明する。
42. 両国は、科学者、パートナー、国際原子力機関(IAEA)と積極的に協調しながら、多核種除去設備(ALPS)処理水の放出を責任ある形で管理するための、安全で、透明性が高く、科学的根拠に基づいた日本のプロセスを再確認する。
43. 両国は、テロリズム及び暴力的過激主義、国際的組織犯罪、麻薬密売並びに人身取引に対する戦いにおける協力の重要性を再確認する。両国は、いかなる理由であれテロリズムが正当化されることは決してないことを確認し、テロリズムと戦うための国際社会の協調した取組の特段の重要性を強調する。

2025年5月20日に、英語により二通に署名した。

日本国内閣総理大臣
石破茂

ブルガリア共和国大統領
ルメン・ラデフ